

著作権侵害訴訟における差止請求の範囲

小 橋 馨

1 はじめに

著作権をはじめとして知的財産権が侵害された場合、差止請求は損害賠償とならんで民事的救済の主要な位置を占める。わが国の知的財産法において、差止請求は2つの内容から構成される。著作権法112条1項は、「著作者、著作権者、出版権者、実演家又は著作隣接権者は、その著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。」と規定する。これは、著作権等を侵害する行為の停止を求めるものであり、不作為請求である（以下「不作為請求」と呼ぶことにする）。具体的には「〇〇を複製してはならない」とか「〇〇を上演してはならない」といった内容が命じられることになる。同条2項は、「著作者、著作権者、出版権者、実演家又は著作隣接権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物、侵害の行為によつて作成された物又は専ら侵害の行為に供された機械若しくは器具の廃棄その他の侵害の停止又は予防に必要な措置を請求することができる。」と規定する。これは、廃棄その他の措置を行うことを要求する作為の請求である（以下「廃棄請求」と呼ぶことにする）。具体的には書籍やDVDの廃棄、原版やマスターテープ、機械装置の廃棄などさまざまな内容が命じられる。このように、1項で不作為請求を、2項で廃棄請求を定めるかたちで差止請求権を規定する

方式は、わが国の知的財産法に共通するものである（特許法100条、実用新案法27条、意匠法37条、商標法36条、不正競争防止法3条）。

著作権法112条2項で命じられる内容は広い範囲に及ぶことが考えられるが、どのような基準に基づいて定められるのであろうか。特許に関する事件であるが、最高裁はこの点に関し、「特許法100条2項が、特許権者が差止請求権を行使するに際し請求することができる侵害の予防に必要な行為として、侵害の行為を組成した物（物を生産する方法の特許発明にあっては、侵害の行為により生じた物を含む。）の廃棄と侵害の行為に供した設備の除却を例示しているところからすれば、同項にいう『侵害の予防に必要な行為』とは、特許発明の内容、現に行われ又は将来行われるおそれがある侵害行為の態様及び特許権者が行使する差止請求権の具体的内容等に照らし、差止請求権の行使を実効あらしめるものであって、かつ、それが差止請求権の実現のために必要な範囲内のものであることを要するものと解するのが相当である。」¹⁾と述べている。そしてこの法理は、著作権法等にも該当するとされている²⁾。

実際の事件においては、具体的な差止請求の内容を請求の趣旨や判決主文に記載することは不可欠であり、場合によっては必ずしも容易な作業ではないことも少なからずあるように思われる。しかし多くの事件では、請求の趣旨や判決主文のあり方について慎重に検討されることはなく、慣例や前例にしたがって記載されているのではないであろうか。本稿は、著作権法を対象として、差止請求をどのように請求の趣旨や判決主文に表示するべきかについて、いくつかの事例を通じて考察を行うものである。

1) 最判平成11年7月16日民集53巻6号957頁、963頁 [生理活性物質測定法事件]。

2) 高部真規子「最高裁判所民事判例解説平成11年度（下）」518頁。

2 差止請求の範囲

以下では、具体的な事件を通じて差止請求の範囲について考察を加える。請求の趣旨と判決主文は本来対応するものであるが、実際の事件においては請求の趣旨は判決主文より広いものを求める場合も多く見受けられるため、判決主文を中心とすることになる。

典型的な事例、たとえばDVDに収録された映画の著作物を無断で複製販売したような場合には、判決主文は以下のようなものとなる：

- 1 被告は、別紙被告商品目録記載のDVD商品を複製し、頒布してはならない。
- 2 被告は、前項記載の商品の在庫品及びその原版を廃棄せよ。

主文1が不作為請求、主文2が廃棄請求である。

(1) 不作為請求の範囲

書籍の一部が他人の著作物の著作権を侵害する場合は多く生じる。

①東京高判平成12年4月25日〔ゴーマニズム宣言事件〕³⁾は、原告の書籍(政治的問題等に対する主張などを含む漫画)に対する反論として作成された被告書籍に対する差止請求と損害賠償請求がされた事例である。被告書籍は、原告書籍から多くのカット(コマ割り)を複製したほか、(人物の特定を防ぐ目的で)登場人物の目に黒線を入れるなどの修正を加えたため、原告は複製権や同一性保持権の侵害を主張した。原審は原告の請求を棄却したが、控訴審である本件は、カットの配置が一箇所変更されている点について同一性保持権の侵害を認め、被告書籍の出版の差止を認めた。判決主文は、「被控訴人らは、原判

3) 判例時報1724号124頁。

決別紙採録状況(30)に示される漫画のカットを含む原判決別紙被控訴人書籍目録記載の書籍を出版、発行、販売、頒布してはならない。」と命じる。

これは、書籍の一部が他人の著作物の著作権を侵害する場合に一般的な判決主文であるといえる。なお、たとえば「被告は、別紙目録記載の図を含む別紙書籍目録記載の書籍を出版してはならない。」との表現に代えて、「被告は、別紙目録記載の図を削除しない限り別紙書籍目録記載の書籍を出版してはならない。」という表現が用いられる場合もある。

②那覇地判平成20年9月24日[写真で見る首里城事件]⁴⁾は、やはり書籍中のごく一部の著作権侵害が問題となった事例である。写真家である原告は、フォトライブラリーを営む被告1に入社し取締役になったが、入社前に撮影した写真を持ち込んで登録し、また入社後も撮影を続けた。原告の退職後、被告1は首里城等を写真と文章で紹介する写真集を編集・制作し、調査研究や国営公園等の維持管理を目的とする財団である被告2が監修・発行した。写真集には177点の写真が掲載されていたが、そのうち1点が、原告が入社前に撮影した写真であり、職務著作が成立しないものであった。原告は、被告らに対し、「被告らは、別紙書籍目録記載の書籍から別紙削除写真目録記載の各写真を削除しない限り、同書籍を複製し又は販売してはならない。」との差止請求のほか、損害賠償と謝罪広告(氏名表示権の侵害を理由とする)の掲載を求めて訴えを提起した。裁判所は、著作権の侵害を認定したものの、以下のような理由のもと、差止請求については権利濫用であるとして認めなかった⁵⁾：

- (1) 本件において著作権等の侵害となる写真は原告が撮影した1点のみで、原告に生じる損害の金額は極少額である一方、同請求を認めるときは、被告らにおいて、既に多額の資本を投下して発行済みの本件写真集を販売等

4) 判例時報2042号95頁。

5) 本件の結論に反対するものとして、三山峻司「侵害行為の是正と執行に関する問題」パテント66巻5号(2013)27頁,37頁。フェアユースの文脈の中で言及するものとして田村善之「日本版フェアユース導入の意義と限界」政策学研究32号(2010)1頁。

- することができなくなるという重大な不利益が生じること。
- (2) 本件写真は、本件写真集の最終頁である沖縄県内の他の世界遺産を紹介する頁に掲載された、9点の写真のうちの1つにすぎず、その掲載部分の大きさは縦4cm、横5cm程度と頁全体の大きさに比して極小さく、本件写真集の全体がB5版95頁、掲載した写真の点数延べ177点であるのに比して、極小さい割合を占めているにすぎないものであること。
- (3) 本件写真集に本件写真が掲載されたのは、単に本件第3版の内容を維持したからにすぎず、本件第3版の制作には原告も担当者として深く関与していたこと。
- (4) 本件第3版には当初座喜味城跡の航空写真を使用する予定であったところ、当時本件第3版の制作作業を担当していた原告が、被告財団の担当者と協議しながら、掲載する写真を本件写真にしたものであって、原告は、本件第3版の制作当時ないし退職前の時点において、本件第3版以降の写真集「写真で見る首里城」の改訂版にも引き続き本件写真が掲載されることを意欲していたとも推認することができること。
- (5) 本件初版、本件第2版及び本件第3版がいずれも増刷されておらず、本件写真集がさらに出版される可能性が小さいことも併せ考えれば、原告の被告らに対する差止め請求は、権利の濫用であって許されないというべきである。

特許法の領域においては、近時、差止請求権の制限についての検討が行われている⁶⁾。そこでは、(1)いわゆる「パテントトロール」⁷⁾により差止請求がな

6) 産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会「差止請求の在り方」(2010年10月)および同「特許制度に関する法制的な課題について」(2011年2月)。別冊パテント10号(パテント66巻5号)「知的財産権侵害に基づく差止請求権を巡る諸問題」にはこの点に関する多くの論稿が掲載されている。

7) たとえばある企業の使用技術に対応する休眠特許を探し出して取得し、その企業に対し特許権侵害訴訟を起こすような場合。

される場合、(2)標準技術におけるホールドアップ⁸⁾を引き起こす差止請求がなされる場合、(3)製品に対する寄与度の低い特許に基づいて差止請求がなされる場合、の3つが示されている。本件がこのような流れに何らかの関連を有するものであるかは明らかでなく、また写真の掲載に原告が関与していたという事情があるものの、斬新な判断であることは確かである。なお、著作権侵害における差止請求に関しては、著作権は物権的構成が取られており、侵害の成立には主観的要件を必要とせず、侵害があれば112条1項の差止請求が認められるのが当然と考えられていることについて、「著作権の物権的構成は物権法の借用概念であり、立法論として著作権は物権的構成以外にありえないというものではない。……つまり現状では、物権的構成をすることが最も便宜に適しているというにすぎず、差止請求権がない著作権が出現したとしても、理論上は背理とはいえない。」という見解⁹⁾が存在する。著作権法の領域においても、差止請求権の制限に関する議論が生じえないわけではなく、今後の動向には注意が必要であると思われる。

③東京地裁平成15年12月17日 [音楽ファイル交換事件第1審判決]¹⁰⁾は、不作為請求の内容について限定を加えるという点において参考になる事例である。本件は、被告が開設したピア・ツー・ピア方式による電子ファイルの交換に関するサービスについて、日本音楽著作権協会が訴えを提起したものである。本件におけるピア・ツー・ピア(P2P)とは、Webのようにサーバーからデータを取得するのではなく、個々のユーザのパソコン同士でデータをやり取りする方式をいう。個々のユーザは被告の配布するソフトをインストールすることにより、自分のパソコンの中にあるMP3という形式に圧縮した(音楽)

8) たとえば通信規格が定まったあとで、当該通信に使用される技術につきそれまで知られていなかった特許権を主張するような場合。

9) 中山信弘『著作権法』(2007年・有斐閣)470頁。

10) 判例時報1845号36頁、判例タイムズ1145号102頁。

データのファイル名を被告のサーバーに送信する。被告のサーバーは、どのパソコンにどのようなファイル名のデータがあるかを取得・蓄積しており、ユーザが検索して希望する(楽曲名の)ファイルを持つパソコンを知った後は、ユーザ同士でファイルの交換を行うものである。被告自身は音楽ファイルの送受信に直接関与しないので、被告が著作権侵害の主体となるかが争われたが、中間判決¹¹⁾によってこれが認められた。本件は、それを踏まえてされた終局判決である。不作為請求について、原告は「被告有限会社日本エム・エム・オーは、別紙楽曲リスト記載の各音楽著作物につき、自己が運営する『ファイルログ』(File Rogue)という名称の電子ファイル交換サービスにおいて、MP3(MPEG1 オーディオレイヤー3)形式によって複製された電子ファイルを送受信の対象としてはならない。」との判決を求めた。これに対して判決主文は「被告有限会社日本エム・エム・オーは、被告有限会社日本エム・エム・オーが『ファイルログ』(File Rogue)という名称で運営する電子ファイル交換サービスにおいて、送受信可能な状態にされた電子ファイルの存在及び内容等を示す、利用者のためのファイル情報のうち、ファイル名及びフォルダ名のいずれかに別紙楽曲リストの『原題名』欄記載の文字(漢字、ひらがな、片仮名並びにアルファベットの大字及び小文字等の表記方法を問わない。)及び『アーティスト』欄記載の文字(漢字、ひらがな、片仮名並びにアルファベットの大字及び小文字等の表記方法を問わない。姓又は名のいずれか一方のみの表記を含む。)の双方が表記されたファイル情報に係る、MP3(MPEG1 オーディオレイヤー3)形式によって複製された電子ファイルを送受信の対象としてはならない。」というものであった。難解な主文であるが、簡略化して言えば、別紙楽曲リストに基づいて音楽ファイルらしいと思われるファイル名のものに対象を限定したということである。裁判所が主文をこのような内容にす

11) 東京地判平成15年1月29日〔音楽ファイル交換事件中間判決〕判例時報1810号29頁、判例タイムズ1113号113頁。

るにあたって、まず原告の請求の趣旨を「単に、原告が著作権を有する本件各管理著作物を複製した電子ファイルを送受信の対象とする行為について、その不作為を求めるものであって、法律が一般的、抽象的に禁止している行為そのものについて、その不作為を求めることと何ら変わらない結果となること、上記請求をそのまま認めると執行手続きにおける差止めの対象になるか否かの実体的な判断を執行機関にゆだねる結果になること等の理由から、相当といえない」ことを理由として否定した。また本件のような事例では、送信可能化されている個々のファイルは時々刻々と変更されること等を理由に、差止めの対象となる被告エム・エム・オーの行為を厳格に特定することは不可能であるとした。そこで、本件サービスの利用者（送信者）がMP3ファイルにファイル名を付す場合、他の利用者（受信者）が電子ファイルの内容を認識し得るようなファイル名を付することが一般的であると認められることから、主文に記載したような標記を行うことが推認され、そのような名称のファイルを用いたものを送受信行為として特定するのが最も実効性が高い方法であるといえるとして採用した。

(2) 廃棄請求の範囲

不作為請求の主文は、支分権を基礎とするため一定の範囲内におさまるのに対して、廃棄請求は自由度が高いため、その内容にはいっそうの注意を要する¹²⁾。

④東京地判平成13年1月23日 [ふいーどわーく多摩事件]¹³⁾ は、原告の著作物である書籍および原稿の一部を、被告らとその発行する書籍に無断で使用したと主張し、原告が複製権、氏名表示権、同一性保持権の侵害を主張して被

12) この分野における先駆的な業績として、田村善之「知的財産権侵害訴訟における過剰差止めと抽象的差止め(上)・(下)」ジュリスト1224号(1997)89頁・1225号(1997)129頁。

13) 判例時報1756号139頁。

告に対して訴えを提起したものである。裁判所は原告の請求を認容し、「被告らは、別紙書籍目録記載の書籍につき、印刷、製本、販売及び頒布をしてはならない。」との差止請求と並んで、「被告らは、同目録記載の書籍、書籍の半製品及び同書籍の印刷の用に供した原版フィルムを廃棄し、同書籍の原稿の電磁的記録が入力されている MO ディスクその他の記録媒体から右記録を消去せよ。」および「被告らは、同目録記載の書籍を、訴外株式会社地方・小出版流通センターから回収して廃棄せよ。」との廃棄請求を認容した。一般に、書籍が著作権を侵害する場合、たとえば「被告は、別紙第一目録記載の絵画を撮影したフィルム及び右絵画の印刷用原版並びに別紙第二目録記載の書籍中の右絵画の複製物を掲載した部分を廃棄せよ。」¹⁴⁾ というように侵害部分についてのみ廃棄が命じられることが多い。しかし本件では、書籍の半製品や原版フィルムの廃棄や記録媒体の消去を、部分を特定することなく命じており、さらに流通過程からの回収と廃棄も命じている点も特徴的であるといえる。侵害部分が被告書籍の広い範囲に渡っていること等が理由であると推測されるが、侵害の認定が対照表によって行われているのであるから侵害箇所の特定は可能なはずであることを考えると、廃棄請求をかなり広く認めた例といえるであろう。

⑤知財高判平成24年1月31日 [ロクラク2事件差戻控訴審]¹⁵⁾ は、著名なロクラク2事件の差戻控訴審である。被告は、2台のハードディスクレコーダー「ロクラク2」のうち1台(親機)を日本国内の被告の管理する場所に設置してテレビ放送を受信し、他の1台(子機)の提供を受けた利用者はインターネット通信を通じて親機を操作することにより、番組の複製・視聴が可能となるサービスを提供していた。テレビ局10社は、著作権・著作隣接権の侵害を主張し、差止等を求めて訴えを提起した。本件において裁判所は、廃棄請求として

14) 東京地判昭和59年8月31日 [藤田嗣治事件第1審] 判例時報1127号138頁, 判例タイムズ532号261頁。

15) 判例時報2141号117頁。

「控訴人（附帯被控訴人）は、別紙物件目録記載の器具を廃棄せよ。」と命じている。廃棄の対象となっているのは、ロクラク2の親機である。特許の事件では機器類の廃棄は珍しくないが、著作権の領域では機器類について廃棄を命じる例はあまり見受けられない。特に他の用途もありそうなハードディスクレコーダーだけに、なかなか厳しい内容であるという印象を受ける。

⑥大阪高判平成20年9月17日〔デサフィナード事件控訴審〕¹⁶⁾は、ライブ演奏等が行われるレストランカフェに対し、日本音楽著作権協会が管理著作物の演奏権侵害を主張して、演奏の差止、楽器・音響装置の店舗からの撤去、楽器・音響装置の搬入の店舗への搬入禁止を求めた事案である。本件では、店舗における演奏は「ピアノ演奏（ピアノリクエスト・ピアノ弾き語り・ピアノBGM）」、「本件店舗が主催するライブ」、「第三者主催のライブ」、「貸切営業」の4つに分類され、前2者について店舗側の責任が認められた。不作為請求も含めた判決主文は以下のとおりである（一部名称をイニシャルで表示した）。

1 1審被告は、和歌山市所在のDにおいて、原判決別添楽曲リスト2冊（平成4年8月1日発行及び平成17年10月20日発行）記載の音楽著作物を、「ピアノリクエスト・ピアノ弾き語り・ピアノBGM」における演奏及び1審被告主催の入場料を徴収する「ライブ」における演奏で、次の方法により営業のため使用してはならない。

ア 楽器奏者にピアノ、ウッドベース、ドラムセット、パーカッション、ギター、ベース等の楽器演奏をさせる方法

イ 歌手をして歌唱させる方法

2 1審被告は、前項のDから、ピアノを撤去せよ。

3 1審被告は、(1)のDに、「ピアノリクエスト・ピアノ弾き語り・ピアノBGM」における演奏及び1審被告主催の入場料を徴収する「ライブ」における

16) 判例時報2031号132頁。

演奏で、ピアノその他の楽器類を搬入してはならない。

本件では、判決理由中に廃棄請求についての判断が述べられている。主文2は以下の理由から認められた：

(1) 本件店舗におけるピアノ演奏で演奏された楽曲のほとんどは管理著作物であったことが認められるから、本件店舗に備え置かれたピアノは、主として1審原告の演奏権を侵害する管理著作物の無断演奏に使用されていたと認められる。もちろん、ピアノは、本来、管理著作物以外の楽曲の演奏の用にも供し得るものではあるが、現実の使用態様が主として管理著作物の無断演奏に供されるもので、その状態が今後も継続するおそれがある場合に、1審原告がその撤去を求めることは、本件店舗における1審被告による演奏権の侵害を停止又は予防するために必要な行為に該当する。

(2) たとえ1審被告が現時点においてはピアノリクエスト、ピアノ弾き語り及びピアノBGMを中止していたとしても、今後、これらの演奏が再開されれば管理著作物が無断で演奏されるおそれがあることは否定できない。よって、ピアノについては、請求の趣旨第2項の差止請求を認める必要がある。

(3) ピアノ以外の楽器やミキサー、アンプ、マイクなどの音響装置については、1審被告による管理著作物の利用行為に当たらない貸切営業にも使用され得るものであるから、撤去まで命じる必要はないというべきである。

また判決主文3が認められたことについては、1審被告は、1審原告が再三にわたって音楽著作物利用許諾契約の締結を促しても、これに応じなかったばかりか、自ら本件店舗においては管理著作物は演奏しないという方針を明らかにした後も、管理著作物の演奏を継続してきたものであり、このような経緯に照らせば、1審被告が判決により管理著作物の使用を差し止められても、これに従わず、また、ピアノを撤去されても、ピアノその他の楽器を搬入して、管理著作物の使用を継続するおそれが高いものといわざるを得ないことが理由とされている。

本件においては、「ピアノ演奏」、「貸切営業」など被告店舗における管理著作物の利用を詳細に分析し、それに対応した差止請求を認めている点に特徴がある。また廃棄請求がこのように詳細な理由づけのもとに認められているのは、カラオケ装置とともにピアノの撤去を認めたまはらじゃ事件¹⁷⁾に対する批判¹⁸⁾を踏まえたものであるかもしれない。

3 差止請求のあり方

(1) 不作為請求の範囲

差止請求は、事件の内容が千差万別であるのに対応して、その内容が異なるのは当然のことである。しかし、著作権侵害事件における差止請求は、必要以上に多様な印象を受ける。

不作為請求の判決において考慮すべき要素は、判決確定後も出版や営業を続けようとする被告にとって判決が明快な基準を提示しているかどうかと、被告が判決の内容に従わない場合の強制執行であろう。

被告の書籍の一部が原告の著作権を侵害しているような場合、被告が当該部分を除去あるいは修正して書籍の出版を継続しようとすることは十分に考えられる。その場合、どのような実施行為であれば不作為請求を命じる判決の効力を免れるのかが判決から読み取れる必要がある。この場合に注意しなければならないのは、不作為請求の強制執行が間接強制によって行われることである¹⁹⁾。間接強制の場合、執行の現場において執行官が執行の対象物かどうかを

17) 高松地判平成3年1月29日判例タイムズ753号217頁。

18) 判決は「被告……は、右店舗に設置されたピアノ及びカラオケ装置の機器全部を同店舗内から撤去せよ。」と命じており、この点について田村・前掲(注12(上))92頁は、ピアノはクラシックなど著作権の問題を生じない音楽の演奏に供することができるのでその撤去まで認めたことを批判する。

19) 知的財産事件の間接強制について述べるものとして、三山峻司「知財事件の強制執行についての実務ノート」パテント59巻2号(2006)61頁。

迷う事態は発生しない。また、被告（債務者）に現実の負担が発生するのは強制金の取立ての段階であるので、それまでに被告は請求異議の訴え等によって、既判力の基準時以降の状況の変更を主張して執行を免れる機会も十分にあると考えられる。さらに実務では、間接強制申立の時点で不作為義務に現に違反していることは支払予告決定の発令要件とされていない²⁰⁾ということなので、この点においても判決主文が詳細に記載される必要性はそれほど高くはないといえよう。したがって、判決全体からその命じる内容が明らかになるのであれば、主文にはかなりの自由度を認めて差し支えないことになろう。

とはいえ、実際に行われている書き方は様々である。たとえば、日本音楽著作権協会の許諾を得ずにカラオケを使用していることを理由に差止めが行われる場合でも、

「別紙楽曲リスト記載の音楽著作物を、次の方法により演奏してはならない。

1 カラオケ装置を操作して、伴奏音楽に合わせて自ら歌唱し、顧客または従業員に歌唱させること。

2 カラオケ装置を操作して、伴奏音楽を再生（上映）すること」
という書き方と、

「別紙楽曲リスト記載の音楽著作物を営業のために演奏してはならない。」
という書き方が混在している。

請求の趣旨等の書き方で強制執行など実際の事件の処理に差が出るのであれば²¹⁾、請求の趣旨や判決主文は、侵害される支分権や著作者人格権を基準に、有効な類型に集約されるべきであろう。

なお、音楽ファイル交換事件において詳細な判決主文が示されているのは、実際に著作権の侵害行為を行うのは被告ではなく被告のサービスの利用者であるため、それを抑止するために必要とされる内容を明示する必要があったため

20) 三山・前掲（注19）63頁。

21) 三山・前掲（注19）67頁。

であり、特殊な状況であるといえよう。

(2) 廃棄請求の範囲

廃棄請求の内容が差止請求以上に多種多様であるのは、当然のことである。ただ、廃棄請求に関しては、執行について差止請求と状況が異なっている。不作為請求の場合であれば、著作権を侵害するという判断に基づいて命じられているのであるから、既判力の基準時以降に法律関係に変動があれば、請求異議の訴えを提起して執行を免れることが可能である。しかし廃棄請求については、たとえば侵害の行為によって作成された書籍の廃棄が認められた場合、それは侵害の行為によって作成されたという事実に基づいて認められたものであるため、当事者間で新たな合意が行われる場合などを除き、既判力の基準時以降に生じた事情によってその廃棄を免れることは不可能である。そしてその内容は、原則として代替執行によって強制的に実現される。

したがって、廃棄請求については、その執行が被告に与える影響はきわめて大きいだけに、必要な範囲を越えて認められないことがないよう慎重な運用が望まれる。

この点に関して、ふいーどわーく多摩事件において、著作権を侵害しない部分を含んだ原版フィルム等の廃棄を求めた点については、認める範囲が広すぎるのではないかと思われる。また、流通過程から書籍を回収して廃棄するよう命じているが、通常これらは発行部数として損害賠償請求の算定に組み入れられて処理されるものであるので、この点に関しても疑問を感じざるをえない。

4 むすび

著作権侵害事件における差止請求における請求の趣旨や判決主文は、不作為

請求についてはそれほど厳密に考える必要はないといえる。ただし、現在の実務においてはきわめて多様であり、それらの中には、判決後の法律関係の構築や執行において差異を生じるものも含まれていることが予想される。不作為請求は支分権や著作者人格権の侵害に基づくものであり、ある程度の類型化が可能であるので、一定の有効な形に集約されることが望ましい。

他方、廃棄請求は、判決の効力を免れることはほとんど不可能であり、その執行も代替執行で行われるのが通常であるので、被告（債務者）に与える影響はきわめて大きい。廃棄請求については、このような特徴を踏まえた上で、必要な範囲を越えないよう慎重に運用されることが望まれる。

写真で見る首里城事件は、著作権の侵害に対応して差止請求権や廃棄請求権が発生するというこれまでの関係を問いなおすものである。著作権侵害に対する救済の本質に関わるものであり、他の事例とは異なる水準の問題を提起するものであるが、将来の知的財産権保護のあり方に関連する可能性もあり、注目し続ける必要がある。